

報告第3号

西海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専
決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年6月14日

西海市長 杉澤 泰彦

専決処分第2号

西海市国民健康保険税条例（平成17年西海市条例第58号）の一部を次のように改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月31日 専決

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西海市国民健康保険税条例（平成17年西海市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第28条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附則第16条を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の西海市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

新旧対照表

西海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第58号</p> <p>第1条（略）</p> <p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4（略）</p> <p>第3条～第27条（略）</p>	<p>西海市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月1日 西海市条例第58号</p> <p>第1条（略）</p> <p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4（略）</p> <p>第3条～第27条（略）</p>

新	旧
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2</p>

新	旧
<p>以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>545,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第29条～及び第34条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第15条 (略)</p>	<p>以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>535,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第29条～第34条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第15条 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険税の減免)</u></p> <p><u>第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、規則で定めるところにより、令和元年度から令和4年度までの保険税(令和2年2月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものに限る。)を減免することができる。</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属の</u></p>

新	旧
	<p><u>コロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により、生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</u></p> <p><u>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯であって、次のいずれにも該当するもの</u></p> <p><u>ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上</u></p> <p><u>イ 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下</u></p> <p><u>ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下</u></p> <p><u>2 前項の規定によって保険税の減免に関する申請期限その他手続に必要な事項は、規則で定める。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の西海市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

西海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

西海市国民健康保険税条例の一部改正

条例規定	改正概要	施行日
第2条【課税額】	課税限度額の引上げ。 基礎課税額 65万円 → 65万円 後期高齢者支援金等課税額 22万円 → <u>24万円</u> 介護納付金課税額 17万円 - 17万円 計 104万円 → 106万円	R6.4.1
第28条【国民健康保険税の減額】	減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し。 ・ 5割軽減の被保険者及び特定同一世帯所属者1人の加算額 290,000円→295,000円 ・ 2割軽減の被保険者及び特定同一世帯所属者1人の加算額 535,000円→545,000円	
附則第16条【新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険税の減免】	新型コロナ減免の財政支援の終了による削除。 令和4年度末に資格を取得したことにより納期限が令和5年4月以降となる場合を財政支援の対象とすると規定。	